

4年監査公表第9号

ほか7名から請求のあった事項について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年10月7日

京都府監査委員 兎本和久
同 北岡千はる
同 森敏行
同 橋本幸三

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人代表 ほか7名から2022年8月19日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求があった。

2 請求人

住所

氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、京都府職員措置請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 概要

日本国政府は、2022年9月27日に「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬儀」という。）を挙行することを閣議決定した。

本件国葬儀は国費をもって行う国家儀式と考えられることから、これに京都府知事（以下「府知事」という。）及び京都府議会議長（以下「府議会議長」という。）が公費にて出席・参列すること、すなわち本件国葬儀に関連して公費が支出されることが相当の確実さをもって予測される。

ところで、私たち請求人は、本件国葬儀が以下に述べるとおり、違憲・違法なものと考えており、その結果、本件国葬儀に関連して支出される公費（交通費、宿泊費及び日当）もまた違憲・違法な支出になるものと考えている。

イ 対象となる府知事及び府議会議長の行為及びそれに関する公金の支出について

2022年9月27日に挙行される本件国葬儀に関して、相当の確実さをもって予測される府知事及び府議会議長の出席・参列に関する公金（交通費、宿泊費及び日当）の支出行為一切（随行職員に関する支出等も含む。）。

ウ 本件国葬儀の違憲性・違法性について

（ア）はじめに

本項においては、私たち請求人が、なぜ本件国葬儀が違憲・違法であるか、という点について述べる。

まず、そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのかについて述べる（イ）。そして、現時点で私たちが把握している本件国葬儀が挙行されるに至った経緯を述べ（ウ）、本件国葬儀が日本国憲法に照らして違憲であること（エ）及び本件国葬儀を実施するについて法的根拠がない違法な行政活動であること（オ）について述べる。

（イ）「国葬」が持つ歴史的政治的意味について
そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのか。

日本最初の国葬は、1883年に行われた、岩倉具視の葬儀であるが、その原型は、さらに5年前の大久保利通の葬儀だったといわれている。大久保家の葬儀であったが、天皇が弔意の品を贈り、勅使を派遣した。その費用には国費が支出され、政府職員も要員として派遣され、国葬に準じたものとして行われた。これは、暗殺された大久保の葬儀を盛大に営むことで、「政府に逆らうことは天皇の意思に背くことだ」ということを、内外にアピールすることで、いまだ不安定な明治政府の基盤を強めようとしていたのである。

そのことは、国葬について定めていた「国葬令」からも読み取れる。国葬令では、天皇・皇太后・皇后の葬儀である大喪儀と、皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃及び摂政在任中の親王・内親王・王・女王の喪儀を国葬とするとした上で（同令第1条、第2条）、

皇族以外の「國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ」とされていた（同令第3条）。「特旨」とは、すなわち天皇の「思召」を意味する。「國葬ヲ賜フ」との「特旨」は、勅書の形式をもって公にされ、内閣総理大臣はこれを公告し、葬儀の式次第は総理が案を作成して勅裁を経た上で決定されることになっていた。つまり、「國家ニ偉功アル者」の葬儀は、天皇の「思召」をもって、天皇の命令により、内閣の主導で実施される形がとられていた。

また、国葬令第4条は、「皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ葬儀ヲ行フ當日廢朝シ國民喪ヲ服ス」として、臣下の国葬当日、「国民」が喪に服すことを義務付けていた。これは、「国民」の立場に立てば、国葬の対象となる人物に対して、生前の「偉功」を讃える場が、国民の望むと望まないとにかかわらず、政府によって用意されることになる。こうして行われる国葬には、莫大な国費が投じられ、新聞各紙もこれを大きく報じている。ほとんどの国葬は東京で行われたようであるが、東京から離れた各地の行政機関・学校・宗教施設などでは、葬儀の前後に遙祭が営まるようになり、その葬儀の場にいなかった人たちも間接的に「國家ニ偉功アル者」の死に接することとなり、全国を巻き込んだ一大イベントになっていた。

平民出身者で初めて国葬の対象となったのは、日本海軍連合艦隊司令長官であった山本五十六海軍大将である。これは、国民の戦意高揚をもたらした。山本は、1943年4月18日にブーゲンビル島上空で乗機が撃墜され戦死したが、その死はしばらくの間公表されることはなかった。しかし、5月21日に大本營からその死が発表されるとともに、国葬とすることが決められた。当時の新聞報道は次のようなものである。

情報局発表（昭和18年5月21日午後5時）

天皇陛下に於かせられては聯合艦隊司令官海軍大将山本五十六の多年の偉功を嘉せられ、大勳位功一級に叙せられ、元帥府に列せられ特に元帥の称号を賜ひ、正三位に叙せられ、薨去に付特に國葬を賜ふ旨仰出さる

同年6月5日に行われた国葬に際しては、東條英機首相は「元帥の勵志を継げ」と国民を激励した。

また、山本の国葬については全国民が喪に服することとされ、午前10時15分を「国民遙拝の時刻」と定め、遙拝式を行うことなどが通達されていた。

このように、「国葬」は、国家が特定の「功

臣」の死に政治的な狙いをもって、積極的に介入している。特に明治憲法下における天皇の介在はその点を強調する意味合いがあったと考えられる。

国葬令は、1947年に「日本国憲法施行の際に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）第1条」の規定により、失効している。そのため、現在の日本において、国を挙げて行う公葬を規定する法は存在しない。地方公共団体においても、1946年11月1日内務文部次官通達で「地方官衙及び都道府県市町村等の地方公共団体は、公葬その他の宗教的儀式及び行事（慰靈祭、追弔会等）は、その対象の如何を問わず、今後挙行しないこと」と地方長官に命令が出され、行政が主導して宗教性を伴う慰靈行為を行うことは政教分離の観点から全面的に禁止されている。

日本国憲法の下では、皇室に関するものとして、1951年の貞明皇后に対する「事実上の国葬」と、1989年の昭和天皇に対する大喪の礼（皇室典範に基づくもの）の2回があり、皇室以外では、1967年に吉田茂元首相に対する「国葬」が行われている。もっとも、首相経験者については、その後も国葬が検討されたようであるが、根拠法令がないことでの実行されず、ノーベル平和賞を受賞した佐藤栄作元首相を含め、近年まで「内閣・自由民主党合同葬」が慣例的に行われている。

(ウ) 本件国葬儀の挙行に至る経緯

本件国葬儀が挙行されるに至った経緯は、次のとおりである。

2022年7月8日午前、同月10日に執行される第26回参議院議員通常選挙の選挙応援のため奈良県内を遊説していた安倍晋三衆議院議員（元内閣総理大臣、元自由民主党総裁）（以下「安倍元首相」という。）が、街頭演説中に銃撃を受け、同日午後に亡くなった。

岸田文雄内閣総理大臣（以下「岸田首相」という。）は、2022年7月22日、安倍元首相について本件国葬儀を行うこととし、その名称を故安倍晋三國葬儀とすることなどを閣議決定した。

岸田首相によると、安倍元首相について本件国葬儀を行うことについて、岸田首相は、①憲政史上最長になる8年8か月にわたり、内閣総理大臣の重責を担ったこと、②東日本大震災からの復興、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を残したこと、③外国首脳を含む関係社会からの高い評価があること、④選挙中の蛮行による急逝であることと説明している。

(エ) 本件国葬儀の違憲性について

a 日本国憲法の根底にある個人尊重主義
私たちが、今回の監査請求をするに当たり、最も重要だと考えていることは、私たちの住む日本社会において、私たち一人ひとりが、等しく尊重される社会であるということである。

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定している。これは、私たちの社会を考える上で、極めて重要な前提を示している部分である。なぜ、私たちは社会を作るのかという根本的な問いに立ち返る部分でもあるからである。私たちを取り巻く社会的関係を一つずつ取り除き、最後に残った「私自身」「あなた自身」という独立した存在を「個人」といい、その個人一人ひとりは自由で平等であるという前提が共有されていかなければならない。その「個人」が持つ自由や権利を維持・発展させるために私たちは社会を作り、その社会を運営する際に、運営者たる権力者に対し、構成員の侵してはならない自由や権利を「基本的人権」という形で注意喚起をしているのである。

このように、私たちの社会は、何よりもまず、私たち一人ひとりが等しく尊重される存在であるということを大前提として成り立っており、これを個人尊重主義と呼んでいる。

b 憲法第14条違反

このように述べたところで、現実社会をみると、それぞれの個人は決して自由で平等であるとはいひ難い状況にあることは分かる。男女の性差であったり、障害の有無や資産の有無など至るところに物理的な格差があるからである。

しかし、私たちが、心のうちで何を考えようと、いかなる神を信じようと、あるいは仏を信じまいと、誰かを愛おしいと感じようと、あるいは殺してしまいたいほどに憎しみを感じようと自由である。他者との関わりの中で、他人の自由や最低限の秩序を侵害しなければ、基本的に何をしようと自由である。これは、人間として生まれたという一点において、私もあなたも等しく同じ存在だからである。個人はそれぞれ自由かつ平等である。より正確にいうならば、個人はその自由性において平等だということである。このことを宣言したのが、憲法第14条である。

この憲法第14条の唯一の例外が、日本国の象徴たる天皇である。裏を返せば、天皇以外は日本国との関係で当然に特別扱いされることはない。むしろ、してはならない。

特別な対応をしようとするならば、その根拠となる法律がなければならない。

今回の安倍元首相に対する本件国葬儀は、日本国として安倍元首相を特別扱いして国費において葬儀をするということである。当然のことながら、私やあなたも、将来亡くなったときに国が葬儀をしてくれるなどないだろう。どうして安倍元首相が国葬の対象になるのか、納得のいく説明はない。憲政史上最長の首相在任期間は理由にはならない。加えて、その長期政権の中で政治の私物化を追及されるなど、安倍元首相の政権運営には否定的評価も多くあった。首相の座こそ降りたが現職の国会議員であったし、この評価は今なお定まるところではない。そのような中で国家として葬儀を行うとするのは、あまりに安倍元首相の特別扱いが過ぎ、個人の平等という基本的な大原則に正面から反するものといわなければならない。

c 憲法第19条違反

先に述べたように、日本国憲法が施行されてから、「国葬」は皇族を除けば吉田茂元首相の例しかない。首相経験者について、これまでの慣例をあえて破って半世紀以上行われてこなかった「国葬」という形式を取るということは、そのこと自体に意味を見出しているといわざるを得ない。

岸田首相は、7月14日の記者会見で、本件国葬儀によって、安倍氏を追悼するとともに、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示す、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを示す、としている。また、8月10日の記者会見では、「国葬」について、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式、と説明している。

すなわち、「国葬」という形式を取ることの意味は、国を挙げて故人を追悼し、一定の決意や気持ちを示す、ということにはかならない。そのため、本件国葬儀当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民間わずに行われ、またマスコミも本件国葬儀一色の報道になることが予想される（吉田茂氏の国葬に際してはまさにそのようなことが行われ、安倍元首相についても、7月12日の葬儀に際して多くの公共団体が弔旗の掲揚を行った。）。

しかし、故人に対して追悼の念を抱くか否かは本来極めて個人的な営為であり、とりわけ、首相経験者である故人に対するそれは、個人の歴史観や世界観に深く根差した行為である。そして、「国葬」は、個人

の歴史観や世界観に基づいた営為であるはずの追悼を、故人に対する敬意や弔意を持ち合わせていない人も含めて、國中の人々に強いという意味で、思想良心の自由を保障した憲法第19条に反する。

d 憲法第20条・第89条違反

安倍氏国葬は憲法第20条や第89条の政教分離規定に違反し、市民の信教の自由を侵害する可能性がある。

憲法第20条第1項前段は信教の自由は何人に対しても保障するとし、第2項は何人も宗教上の行為を強制されないとしている。しかし、明治憲法の下では、国が神道、特に皇室神道と結び付くことによって市民の信教の自由が保障されていたとはいえないかった。そこで日本国憲法第20条第1項後段、第3項や第89条は、政教分離原則に基づき国と宗教が結び付くことを禁止する政教分離規定を定めた。それによって、信教の自由の保障を制度的に確保しようとした。

安倍氏国葬は、安倍元首相に対し、哀悼や追悼の意を表するために行われるものである。岸田首相は、2022年7月14日夜の記者会見において、「国の内外から幅広く哀悼や追悼の意が寄せられていること」などを「勘案し、この秋に『国葬儀』の形式」で本件国葬儀を行うと表明した。

本件国葬儀は、「国」が安倍元首相を哀悼し、追悼し、弔意を示す儀式である。それは、既に死者となっている故人がなお何らかの形で存在しているものとし、その超自然的存在を畏敬する心情を示す宗教行為である。

本件国葬儀を決めた同年7月22日の閣議後の記者会見で、松野博一官房長官は、「無宗教形式で行うこととし、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう関係者と密接に連携をとりながら速やかに準備を進めていく。」と述べた。しかし、形式が無宗教であったとしても、既存の宗教団体の方式を踏襲しないというだけで、「国葬儀」が宗教行為であることに変わりはない。

憲法第20条第3項は国及びその機関が「宗教的活動」を行うことを禁止している。したがって、国が主催して本件国葬儀を執行し、地方公共団体の知事等がこれに参列し、公金を支出することは、憲法第20条第3項に反するものであり、許されないことである。

e 憲法第21条違反

故人に対して追悼の念を抱くことはもちろん、さらに追悼の念を表明する、しないということも、思想良心に基づく表現行為

として極めて個人的な営為である。

儀式の価値は、外形にあらわれた莊厳な形式によって発揮されるといわれることがある。前述のように、「国葬」当日は弔旗の掲揚や默祷の「要請」が官民間わず行われることが強く予想される。「国葬」が「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」であるならば、本件国葬儀の会場である日本武道館にとどまらず、国全体に弔意の表明が行き渡っている必要がある。

「要請」であるといいながらも、本件国葬儀が儀式として完成するためには、安倍元首相に対する「敬意と弔意」を表明することとの有形無形の圧力が生じるものと考えられる。しかし、追悼の念を表明するということは一種の表現活動であり、弔旗の掲揚や默祷はその具体的な表明行為である。

「国葬」を実施することは、そのような弔意表明の「要請」が官民間わず行われ、有形無形の圧力がかけられることにつながり、憲法第21条が保障する表現の自由が侵害されることになる。

(オ) 本件国葬儀の違法性について

a 行政活動は法律に基づいて行われなければならない

ところで、本件国葬儀は内閣府に実行委員会を置く方式で運営されることと閣議決定がなされた。内閣総理大臣が実行委員長であり、その実務機関を内閣府に置くのだから本件国葬儀は国の行政活動の一つというべきである。

大日本帝国憲法の下においては、国家権力の全てを総攬する天皇がいたため、行政権も制定法に先立つものと考えられていた。しかしながら、日本国憲法の下においては、憲法によって行政権が創設され、国会の制定した法律によって組織され、個別の法律によって一定の権限を与えられたことになった。つまり、行政という営みの本質は、「法律を誠実に執行する」こと（憲法第73条第1号）にあるというべきである。そのため、行政権は本来的には空っぽであり、法律を執行するための機関を作る根拠となる「行政組織法」と、具体的に行政活動を営む際の手続や要件、活動の内容や効果に関する「行政作用法」が必要になる。行政組織法がハードウェアで、行政作用法がソフトウェアといえば分かりやすい。行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とし、その法律に拘束されるのであって、行政権は法律による授權なしに私人の権利義務に影響を与える決定をしてはならない。

このような行政法の執行過程を貫く基本原理を「法律に基づく行政の原理」という。

b 内閣府設置法を根拠にするという詭弁

本件国葬儀の実施に際して、国葬を行う具体的な法律根拠がないという厳しい指摘がなされた。先に述べたとおり、戦前の日本で実施されていた国葬は「国葬令」に基づいて行われていたが、日本国憲法の制定によってこの国葬令が廃止された。そこで、政府が打ち出した法律が内閣府設置法である。内閣府設置法には内閣府の所掌事務として「國の儀式」が挙げられているという。

たしかに、内閣府設置法第4条第3項第33号をみると、「國の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）」とある。

しかしながら、この説明は詭弁にすぎない。内閣府設置法は、「内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定める」（同法第1条前段）とあることから明確なとおり、「行政組織法」の一つだからである。先に確認したとおり、行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とするもので、内閣府設置法はハードウェアであって、国葬を実施するためのソフトウェアにはなり得ない。

この内閣府設置法にいう「國の儀式」は、天皇が行う国事行為として定められている「儀式」（憲法第7条第10号）が念頭に置かれている。この「儀式」の行政作用法としては、皇室典範が挙げられる。天皇の即位に伴う「即位の礼」は同法第24条に、天皇の崩御に伴う「大喪の礼」は同法第25条に規定されている。今回の閣議決定が皇室典範の規定と同等の位置付けにあるといい難いことは明らかである。

結局のところ、今回の国葬儀は、何らの法的根拠のないものというほかなく、違法な行政行為といわざるを得ないものである。

エ 本件国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

本件国葬儀に地方公共団体の知事等が出席したり、公金を支出したりすることは、法に反する。

法第2条第2項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしている。

これは、住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法第92条に基づく規定である。

そこで、問題は地方公共団体の知事らが本件国葬儀に出席したり、そのための出張費用等に公金を支出したりすることが、地方公共団体の「事務」といえるかである。これについて、関係省庁が検討したり、地方公共団体が検討したりしている形跡はない。

この点を検討すると、地方公共団体が行う「事務」はまず「法律」により処理することとされていることが必要とされているが、本件国葬儀に知事らが出席したり、公金を支出することを根拠付ける「法律」は存在しない。

また、「法律に基づく政令により処理することとされている」場合は、それも地方公共団体の「事務」といえるが、本件国葬儀に知事らが出席したり、公金を支出することを根拠付ける「政令」も存在しない。

仮に、本件国葬儀に関する法律や政令がなくても、地方公共団体が社会的実体を有し、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とされていること(法第1条の2第1項)などからすると、法律や政令に基づく「事務」そのものには該当せず、またその「事務」の遂行に伴うともいえないものであっても、なお地方自治体の「事務」に当たるといえる場合があるのではないかという意見もありえる。

しかし、「住民の福祉の増進」を図るとはいえないものは、やはり「法律」や「政令」に基づいているとはいはず、そのような行為は、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきである。

本件国葬儀に知事らが出席し公金を支出することを根拠付ける「法律」や「政令」は存在せず、また、知事らの出席が「住民の福祉」を増進するという効果があるとはいはず、また、知事らの出席や公金支出が「住民の福祉」を図る目的に出たということもできない。

このように検討してみると、本件国葬儀に知事らが参加したり、公金を支出したりすることが、地方自治の本旨を具体化した法第2条第2項に反する違法な行為であることは明らかである。

オ 本件国葬儀に関して地方公共団体が公費を支出することの違法・不当性について

(ア) はじめに

唐突に「国葬」なる言葉が飛び出した。法律に規定もなく(違法性)、誰も考えてもいなかつた言葉が岸田首相の口から飛び出した。漫画であれば、皆が口をあんぐりと開けて驚きあきれている姿である。規定も何もないから基準もない。しかし、言葉の意味からは、「立派なことをした人」というイメージ

が浮かぶが、この安倍元首相に関しては想像もできないミスキャストであると、多くの国民が思っている。そのこと自体が、國を挙げて追悼すべきことか(不当性)という問い合わせなければならない。

(イ) 賃金全く上昇せず

本件国葬儀を実施する理由として挙げられたのが「憲政史上最長の8年8か月」である。そうであれば、単に長い期間、首相の座に座っていただけではなく、最長期間その場にいた者の国民に対する責任が問われなければならない。

実は、日本は20数年にわたり、労働者の実質賃金は全く上がっていない。O E C D諸国は概ね1.5倍以上になっているのに、ひとり日本だけ下がっている。大企業はアベノミクスの恩恵を受け、史上最高益を稼ぎ出してきた一方で、労働者は「国際競争力強化」を口実に低賃金を強いられ、労働市場の非正規化が急速に進んだ。この最大の責任者が安倍元首相である。

安倍元首相がしたことは、国民の貴重な年金財源を取り崩し、これを大企業の株価安定のために投資し続けたことである。従来違法であった年金財源を法改正して投資に充てたのである。このようなやり方で日本経済が再生するはずではなく、実質経済はガタガタである。多くの国民にとって生活水準は低下する一方である。安倍元首相に「経済の功績」など認めることはできない。

(ウ) 「モリ」「カケ」「サクラ」

安倍元首相に国葬と聞いて、第一に思い浮かぶのは、「モリ」「カケ」「サクラ」である。いずれも「ミミッチャイ」話である。権勢を傘に、違法行為に蓋をして強行突破しようとして、芝居がかった「大見得」を切った。「私や妻が関係していたということになれば、まさに私は、それはもう間違ひなく総理大臣も国会議員もやめるということをはっきり申し上げておきたい」と安倍元首相は国会質疑の中で高らかに宣言した。これを聞いて泡を食った財務省は公文書の改ざんを行い、事実を消してしまった。そのために最もまじめで貴重な一人の国家公務員の命が失われた。

「国葬」などといわれる人は、このような違法はもちろん、人格的倫理性に傷がつく事実があれば、初めから候補にならないはずである。反社会的集団である旧統一教会との関係も然りである。岸田首相はこの「安倍元首相の亡霊」で何を得ようとしているのか。

(エ) 「民主主義」と「憲法秩序」の破壊者

a 教育基本法の改悪

「戦後レジームからの脱却」や「日米同

盟は血の同盟」を看板にした安倍元首相は2006年第一次安倍内閣において、真っ先に取り上げた課題は「教育基本法」の改悪であった。もともと、旧教育基本法は、準憲法的性格をもつといわれた法律である。戦前の天皇制絶対主義国家において狂信的軍国主義を発生させた反省から、新憲法の平和主義・基本的人権尊重主義の実現は「教育の力による」として、この基本法が作られた。

ところが第一次安倍内閣は、この基本法から、教育行政の根本たる「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という規定を削除した。その結果、今では、行政当局の意のままに行われる上意下達教育と愛国心教育に子どもたちが晒される事態を作り上げ、教育の危機を招いている。安倍元首相は、ここで、教育に関する「憲法改悪」を断行した。

b 安保法制・集団的自衛権行使の違憲行為
安倍元首相の最大の「罪」は、集団的自衛権行使を可能とする「安保法制」を強制採決したことである。これによって、日本国民全体は、いつ何時でも、アメリカの行う戦争にその片棒を担がされることになり、戦争国家による被害を受ける危険が発生している。もし、台湾有事でも発生すれば、沖縄の米軍基地並びに今さかんに南西諸島に自衛隊が配備している軍事施設から戦争がはじまることになる。京都では京丹後市にある米軍Xバンドレーダー基地が真っ先に標的になることは火を見るよりも明らかである。安倍元首相は、ここで、「専守防衛」の9条解釈を変える「実質改憲」を断行した。

この責任をとらずに安倍元首相は死亡したが、岸田首相が「安倍氏を国葬に」というのなら、まず安保法制を改消してからにすべきである。

思い起こせば、2014年春に安倍元首相はワシントンに行き、オバマ大統領の前で、「越えられぬ山はない」という恋歌を引用して、「私はいつでもあなたのおそばに参ります」と言った。民族主義者でなくとも日本国民の名誉と誇りに傷つけた総理でもあった。

(オ) 小括

以上に述べたとおり、安倍元首相の「実績」は、肯定的に評価することなどできない。仮に百歩譲って「功罪」両面があると解しても、「罪」の側面が大きく、今後起こるであろうアベノミクスの破綻や格差と貧困の拡大、安保法制・集団的自衛権による戦争国家化な

ど、日本の将来を考えたとき、いま安倍元首相を国葬に付して評価することは、時期においても必要性においても内容においても不当というほかない。

上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

- ① 開議決定（令和4年7月22日付け）
- ② 朝日新聞Digital記事「国葬は『役割を終えたもの』歴史学者が語る政府決定への大きな疑問」（2022年8月14日付け）
- ③ 国葬令（大正15年10月21日付け）
- ④ 『国葬の成立－明治國家と「功臣」の死』（宮間純一著、平成27年11月20日初版、勉誠出版）
- ⑤ 『故元帥海軍大将山本五十六国葬関係新聞記事切り抜き』
- ⑥ 岸田総理記者会見（首相官邸。令和4年7月14日付け）
- ⑦ 同（令和4年8月10日付け）

(2) 請求人の措置事項

監査委員は、府知事に、本件国葬儀に府知事及び府議會議長が参列するに際して公金（交通費、宿泊費及び日当）を支出することを差し止める措置を講じることを求める。

第2 暫定的な停止勧告の申立て

請求人代表 から2022年8月22日に、暫定的な停止勧告の申立てがあった。

1 申立ての趣旨

請求人らは、監査委員に対して、政府が2022年9月27日に東京都内で実施することを決定した本件国葬儀に当たり、府知事及び府議會議長の出席並びにこれに随行する京都府職員の派遣（以下「知事等の派遣」という。）に関し、これらに要する費用について、府知事（議会費については府議會議長）に対して支出の差止めを勧告することを求め、2022年8月19日付けて、法第242条第1項に基づく請求を行った。

これに対して、勧告手続が終了するまでの間、同法第242条第4項に基づいて当該行為を暫定的に停止すべきことを府知事に勧告することを求める。

2 申立ての理由

(1) 知事等の派遣が違憲ないし違法であることの相当な理由

ア 実質的理由

知事等の派遣が違憲ないし違法であること、したがってこれに伴う府民の税金の支出も違憲ないし違法であることは、措置請求書の「請求の要旨」に記載したとおりである。

しかも、主権者の平等や思想・信条の自由など、重要な基本的人権の侵害を伴うものであり、その違憲ないし違法の程度も重大である。

イ 手続的的理由

本件国葬儀について、政府は内閣府設置法に基づく「内閣の事務」（憲法第73条）として行

うとしているが、地方公共団体において首長等が国葬に出席したり弔意を表わす行為は、地方公共団体が独自に行う「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」（憲法第94条）行為にはかならない。すなわち、地方公共団体が自主的に判断することであり、とりわけ違憲ないし違法が問われるような問題は、慎重に審議され検討されなければならない。

ところが、9月27日は、同月12日から始まる9月定例議会の最中である。9月27日に知事等の派遣を行えば定例会の日程や内容の変更が必要になる。

また、コロナ禍や物価高など府民の生活、経済活動が深刻な打撃を受けており、審議すべき議題が山積しているために、知事等の派遣の肯定や内容について定例議会で審議する時間的余裕もないと思われる。

(2) 回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があること

前記で述べたとおり、9月27日は例年、9月定例議会の最中であり、このような中で、府議会で審議することもなく強行することは、地方行政の法（憲法）適合性及び公費支出の適法性確保について取り返しのつかない回復困難な損害を与える可能性がある。

(3) 暫定的に停止することにより、人の生命又は身体に対する重大な危害の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれも存在しない。

3 結論

以上により、申立ての趣旨記載のとおりの勧告を求める。

第3 請求の受理

法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出を対象とする住民監査請求は、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。」と規定されており、本件請求については、本件国葬儀への参列に際しての公金の支出が、同項に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を「本件国葬儀への参列に際しての公金の支出が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか」とした。

2 監査対象部局

知事直轄組織及び府議会事務局

第5 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和4年9月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第8項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、関係執行機関の職員4名が立ち会った。

2 当日は、請求人及びが出席し、それぞれが請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、請求人から新たな資料の提出はなかった。

(1) の陳述

私からは背景事情という観点から意見を述べる。私がこの監査請求をするきっかけとなったのは、今年の7月22日、赤木ファイル訴訟に関する講演会に参加したことである。赤木ファイル事件とは、御存じのように、森友学園問題に関連して文書が改ざんされ、その改ざん作業に従事させられた赤木俊夫さんが自死された、そのことについて奥様の雅子さんが損害賠償請求をしている訴訟である。この訴訟の目的は、損害の墳補ではなく、真相究明のためのものであった。でも、これは、国の認諾という行為によって閉ざされてしまっている。

7月22日の講演会には、弁護士だけでなく雅子さんも参加されて話をされた。当日は奇しくも岸田総理が国葬を閣議決定した日でもあった。その講演会の後の懇親会で、私は雅子さんにこの国葬についてどう思うかを聞いた。この場で私が雅子さんの意見を代弁するわけにはいかないが、雅子さんの話を聞いた者として、私はその時、安倍氏の国葬には絶対に反対しないといけないと感じた。雅子さんも安倍昭恵さんも、その夫を亡くしたという点については同じで、一方の夫は自死に追い込まれた真相の究明もままならないまま、その死をなかったことにされようとしている。他方の夫は、自分たちの保身のために職員を自死に追いやっておきながら、国家をあげて葬式がなされる。この不平等に私は違和感を持たざるを得なかった。国葬にする前に、政府は、自民党は、やるべきことがあるのではないか。俊夫さんが託した思いに応えるべきではないか。

安倍氏の生前の行いの問題は、森友学園だけではない。桜を見る会や、各種法案の強行採決など、長期政権だっただけに、その問題点は無数にある。法曹界に属する私自身の思いとしては、安倍氏による内閣法制局長官のすげ替え、最高裁人事に対する圧力、さらには、警察官人事に介入するための法案の提出など、実務に与えた影響をダイレクトに受けている。

O E C D 加盟国の中で日本だけが、貧困が下がり続けている。6人に一人が相対的貧困状態にあるともいわれている。先日、無料定額医療を提供している病院のソーシャルワーカーの方の話を伺った。最近、社会保険を有して居るのに、無料定額医療を利用する方、生活保護水準以下で生活して、適切な医療が受けられない方が増加しているということであった。このことから、日本の社会が抱えている悲惨さというものを想像していただきたい。安倍氏の長期政権の間に、このことが悪

化している。本当に安倍氏は大きな功績を残したといえるか。安倍氏の死後、それらをはるかに凌駕する問題が明らかにされている。統一教会との問題である。

私の事務所の所長はトランスジェンダーで、そのおかげもあり、私の周りには性的マイノリティの方方がたくさんいる。

しかし、この数年で、ひどいバックラッシュが起きている。トランスジェンダーに対するヘイトが広まり、性的マイノリティにとって、とても暮らしにくい社会になっている。LGBT理解増進法という何の法的効果も持たない理念法すら通らない状態である。

安倍氏の死後に、それらの背後には統一教会の動きがあったことが分かってきた。そして、なんと、その統一教会が政治政策までを左右するようになった大きな原因は、安倍氏にあるという。私は、この日本をカルトともいえる宗教団体が牛耳っているなど、夢にも思ってこなかったので、この事実を知ったときには、大変驚いた。

私の家族には外国籍の者がいる。また、事件関係者の中にも外国籍の方がたくさんおり、彼らと話をするとき、私は、日本が戦前、神の国と称していたことについてさんざんからかわれる。そして、何で日本国民が天皇を現人神として崇めたてまつるに至ってしまったのか、その文化的宗教的背景についてちくちくと分析される。

それが今度は統一教会に政策決定されていたことが明らかになった。しかも、その統一教会の役割についてメディアも日本の国民も全く気が付いてこなかった。世界から日本はどれだけ不思議な国だと思われていることか。今回の国葬は弔問外交などともいわれている。しかし、選挙に勝つために統一教会をフル活用してきた安倍氏を国葬に付して外交の一環にするなど、これは、余計と海外のメディアを賑わわせて日本の恥を海外に発信するだけのことである。

上記に加えて、国葬にかける費用が膨大な額に上っている。当初、2.5億円と言われていた予算が、現在は16億円を超えるともいわれている。昨日の岸田氏の国会答弁によると、海外からの参列者の数などによっては、支出はさらに上がる可能性があるということである。何も効果がなく、逆に害悪しかない国葬にこれだけの予算をかけることは許しがたい。この予算をもっと必要としているところにまわせないのか。

例えば、水俣、アスベスト、原爆被害者の救済の範囲をより広く、より厚くすることに使う。日本の未来へ投資のために日本学生支援機構が支給する奨学金という名目の借金を給付制にしてもよい。国立大学も無償にしていただきたい。他国に遅れているクリーンエネルギーの開発に予算をかけてほしい。私はそういうふうに思う。そして、

国民もそう考えているからこそ、国葬に反対しているのである。読売新聞の世論調査でも、国葬反対が56%と、賛成の38%を大きく上回っている。毎日新聞でも、朝日新聞でも、同じく国葬反対が過半数を超えていている。

当然、京都府民の多くも反対が多いとそういうことになる。府知事には、そのことを考慮の上、国葬に参列する是非を判断していただきたいと、私は思っている。国葬に法的根拠がないことは、監査請求書に記載のとおりである。

この場では繰り返さないが、最近の情報を追加すると、9月8日付けで、平野貞夫元参議院議員が、佐藤栄作元首相が死去した際、法制度がないこと及び三権の了承が必要であることを理由に国葬を見送ったことが報道されている。佐藤氏の時と、今とで、法整備の状況に変化はない。時の政権の恣意的な判断で国葬実施の可否を決めないでいただきたい。

私は、政治家としての安倍氏に弔意を表するつもりはない。

しかし、国葬とすることによって、国を挙げて、弔意を表する一員として組み込まれることになるようである。これは、本当にひどい話である。いつものとおり、家族葬、合同葬で行うことには私は何も反対しない。上記のとおりだから、私は、府知事には、国葬への参列を見送っていただきたいと思っている。それに際する公金の支出も違法なものだと思っている。それこそ、京都府の住民の意をくんで賞される行為だと思っている。

(2) の陳述

今月27日に行われようとしている国葬を前にして、私たち京都府民の税金が、府として、支出されるということを、今の時点で差し止めるという観点から陳述する。

国葬の予備費からの支出については、日本国憲法第87条では、予見しがたい予算の不足に充てるため、予備費が認められており、確かに、内閣の責任で支出できることにはなっている。

しかし、この支出は、予見し難い予算の不足に充てるためという予備費の趣旨に沿ったものであることが必要であり、当該支出について、国会で審議できる状況にあるにもかかわらず、それをしないで支出することは、認められないと考えられる。これは憲法第83条の定める財政民主主義に違反している。

また、本件国葬儀に地方公共団体の知事らが出席したり、公金を支出したりすることは、法に反する。法第2条第2項は、普通地方公共団体は地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することができるとされるものを処理するとしている。これは住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法第92条に基づく規定である。

そこで問題は、地方公共団体の知事らが、本件国葬儀に出席したり、そのための出張費用等に私たちの納める府民税、公金を支出したりすることが地方公共団体の事務といえるかどうかである。これについて関係省庁が検討したり、地方公共団体が検討したりしている形跡は見当たらない。この点を検討すると、地方公共団体が行う事務は、まず法律により処理することとされていることが必要とされているが、本件国葬儀に、知事らが出席したり公金を支出することを根拠付ける法律は存在しない。

また、法律に基づく政令により処理することとされている場合は地方公共団体の事務といえるが、本件国葬儀に知事らが出席したり、公金を支出することを根拠付ける政令も存在しない。仮に本件国葬儀に関する法律や政令がなくとも、地方公共団体が、社会的実態を有し、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う者とする、とされていること等からすると、法律や政令に基づく事務そのものには該当せず、また、その事務の遂行に伴うといえないものであっても、なお地方公共団体の事務に当たるといえる場合があるのではないかという意見もある。

しかし、住民の福祉の増進を図るとはいえないものは、やはり、法律や政令に基づいているとはいえない。そのような行為は、地方公共団体の事務には該当しないというべきである。本件国葬儀に知事らが出席し、公金を支出することを根拠付ける法律や政令は存在せず、また、知事らの出席が住民の福祉を増進するという効果があるとはいはず、また、知事らの出席や公金の支出が、住民の福祉を図る目的に出たということもできない。

このように検討してみると、本件国葬儀に知事らが出席したり、府民の税金を支出したりすることは、地方自治の本旨を具体化した法第2条第2項に反する違法な行為であることは明らかである。国の行為が、どういう行為として国葬が行われようとも、知事として地方自治を守るという、府民の生活、税金、暮らしを守るという立場が、きっぱりとこういう国葬には参加せず、私たちが納めた府民の税金を支出することはやらないと、そういう態度をとることを求めて私の陳述を終わる。

(3) の陳述

私からは、全体的なことと、若干、補足的に意見陳述をしたいと思う。私たちは、2022年8月19日付けで監査請求したことについては、そちらの本文を読んでいただければありがたいと思うが、補足的に以下の話をしたいと思う。

日本国政府が本年9月27日に挙行することとされている本件国葬儀は、憲法に違反する違法なものであり、また、多くの国民市民が反対の意思を表

明しているとおり、それが不当であることは、もはや多言を要しない。国民市民の精神的自由が確保されて初めて国民主権の原理が実現されることは、とりわけ、日本の近代史が教えていようとおりである。

本件国葬儀は政府によって国民主権の根幹をなす国民市民の内心、良心を侵害するものであり、ひいては、憲法のよってたつ、個人尊重主義を崩壊させ得ないものと考える。この違憲、違法、不当な本件国葬儀に府知事や府議会議長らが公費を使って参列することは住民の福祉の増進と何ら関係がなく、地方公共団体の代表が国の違法、不当な行為に加担することであり、かつ、法第2条第2項に反するものとして、府民としては認めるわけにはいかない。

全国では国葬反対の声が日増しに強くなり、反対デモも各地で発生をしている。それでも岸田政権は、本件国葬儀を強行しようとしている。それは、億単位の税金で、大規模な警備体制を敷き、日本武道館に参集した6千人からなる[大きな儀式をメディアが集中的に報道することによって、国葬に反対する一人ひとりの反対の意思を圧倒せんがためである。

ここで儀式の政治的意味についてお話ししたい。歴史学者や文化人類学者の知見によれば、儀式ないし儀礼の特徴の一つとして、儀礼の遂行それ自体、これパフォーマンスというが、その重視が挙げられる。

儀式は、儀式を見せる側と見る側によって構成されている。その遂行によって、目で見る演劇的な空間と時間をつくり出し、儀式に参加し、一定の動作を行う参加者に体験の秩序付けを行う機能を有している。儀式が有するこのような機能のため、古来国家は、儀式を社会統合の手段として利用してきた。葬儀も同様である。死者を利用して、儀式の主催者の権威を高める意図がそこにあるといわざるを得ない。我が国でも例外ではない。天皇主催の儀式、政府主催の儀式、国民大会という儀式の数多くが挙行され、儀式は権力基盤の強化と、戦前は、戦意高揚に利用され、国民の服膺意識の調達に利用してきた。

しかし、日本国憲法は、主権が国民にあることを根本とするところから、国葬令は戦後間もなく廃止になった。日本国憲法の国民主権原理や平和主義に適合しないからである。国家機関による儀式は、象徴たる天皇が行う憲法第7条の儀式に限定されたと考える。本件国葬儀は武道館を演劇的な空間とする、そこでは、内外の要人による個人に対する弔意と賞賛の言葉が連なることになる。厳粛な雰囲気の中で遂行されるであろう儀式は、参列者に共通の体験による秩序付けを行う。参列者は内心においてさえ、弔意と賞賛にあらがうことが出来なくなる。

府知事も府議会議長ら個人も、参列したこと自体によって、元首相に対する弔意と賞賛を行ったとみなされることになる。そして、メディアによって、この一大スペクタクルを見せつけられる国民市民は、政治権力による圧倒的なメッセージから逃れられず、個人の精神まで支配されるだろう。弔意と賞賛を示すことに賛同するのか反対するのかという態度決定を迫られる。たとえ内心にとどまる態度決定であっても、そのような決定を迫られること自体から解放されるのが、憲法で保障されている内心の自由である。本件国葬儀は、国民市民に踏み絵を踏ませることによって、この基本的な自由を掘り崩そうとしている。府民にとって府知事らの参列は、百害あって一利無し、府知事らの参列には断固反対する。

先ほどの法の話に若干補足する。最高裁第二小法廷平成18年12月1日に判決があったが、それは、自治体の首長の複数の会合出席行為について、いくつかを違法、いくつかを合法と分岐して判断している判例である。その判断根拠は要旨でいうと、住民福祉を増進することが基本で、自治体の役割を果たすために、相手方との友好信頼関係の維持増進が目的であることが客観的に判断され、かつ、儀礼にとどまることにしているということが判断根拠で、それにひっかかるものは合法、ひっかかるものは違法として判断をしている。

この観点から見て、元首相の国葬は、市民の半分が反対しているという事実、これ自体が住民福祉に反しているといわざるを得ないが、何ら京都府民の福祉の増進に役立たないことは明白である。しかも、今、議会が始まろうとしているはずであり、その議会中に、変更までして府民の福祉を犠牲にするという、こういう結果を生む、出席は絶対に認められない。

第6 関係執行機関の陳述

- 1 関係執行機関の職員に対して、令和4年9月9日に陳述の聴取を行うとともに、法第242条第8項の規定により、請求人の立会いを認めたところ、請求人3名が陳述に立ち会った。
- 2 関係機関の職員4名が出席し、秘書課長及び府議会事務局次長（総務課長事務取扱）が請求の要旨に対する次の趣旨の陳述を行った。

(1) 秘書課長の陳述

まず、本件国葬儀については、令和4年7月22日の閣議において執り行うことが決定された、国の儀式として行う葬儀であり、同年9月27日火曜日の午後2時から、日本武道館において執り行うこととされている。

京都府では、本件国葬儀に関して、府知事の参列を予定している。なお、当日の府知事の参列に伴う随行職員の予定については、現時点で決まっていない。

次に、本件国葬儀への府知事の参列に伴う公費の支出については、本件国葬儀は国の公式な行事であるため、府知事の参列に当たっては、必要となった費用を公金から支出することを予定している。

公費の支出の詳細や金額等は現時点で決まっていないが、参列に当たり職員が随行する場合は、当該職員に係る費用も含め、参列に必要となる旅費等を支出することになるとを考えている。

次に、請求人の主張に対して、関係執行機関の意見を述べる。

まず、本件国葬儀が違憲・違法であるとの主張についてであるが、本件国葬儀を実施する国の説明では、「閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことは、国の儀式を内閣が行うことは行政権の作用に含まれること、内閣府設置法第4条第3項第33号において内閣府の所掌事務として国の儀式に関する事務に関することが明記されており、国葬儀を含む國の儀式を行うことが行政権の作用に含まれることが法律上明確となっていること等から、可能であると考えている」と、参議院議員辻元清美氏の質問主意書に対する令和4年8月15日付け政府答弁書等により明示されており、府としても本件国葬儀は違憲・違法に当たるものとは考えていない。

次に、本件国葬儀に対する公費の支出が違法であるとの主張についてであるが、本件国葬儀については、国が執り行う公式な行事として、国からの案内を受け、地方公共団体の長という公職にある者の社会的儀礼として参列を予定しているものであり、社会通念に照らして、正当かつ適正な府の公務に当たると考えている。

本件国葬儀に、府知事が、地方公共団体の長という公職にある者の社会的儀礼として参列することについては、法第2条第8項に定める自治事務に該当し、参列に伴う旅費等の支出については、京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等を根拠に、適正に支出することを予定しており、本件公費の支出については、違法には当たらないと考えている。

最後に、令和4年8月22日付け請求人から提出された、暫定的な停止勧告の申立てにより言及があった内容について、説明する。

まず、京都府議会令和4年9月定期会における日程について、本件国葬儀が執り行われる9月27日については、「総合計画に関する特別委員会」が開催される予定となっているが、当該日の委員会については、府知事の出席は予定されておらず、何ら日程の変更を要していない。

次に、本件国葬儀に対する府知事の派遣の背否の審議についてであるが、本件国葬儀への知事の参列については、社会通念上、儀礼の範囲として、知事において判断されるものであり、京都府議会

として審議を要するものではない。

以上の理由により、暫定的な停止勧告の申立ての理由はないものと考えている。

(2) 府議会事務局次長（総務課長事務取扱）の陳述

まず、本件国葬儀については、令和4年7月22日の閣議において執り行うことが決定された、国の儀式として行う葬儀であり、同年9月27日火曜日の午後2時から、日本武道館において執り行うこととされている。

京都府議会では、本件国葬儀に関して、府議会議長の参列を予定している。なお、当日の府議会議長の参列に伴う随行職員の予定については、現時点では決まっていない。

次に、本件国葬儀への府議会議長の参列に伴う公費の支出についてであるが、本件国葬儀は国の公式な行事であるため、府議会議長の参列に当たっては、必要となった費用を公金から支出することを予定している。

支出の詳細や金額等は現時点では決まっていないが、公務に係る費用弁償及び職員が随行を行った場合には、その旅費を支出することになるとを考えている。

続いて、今回、住民監査請求における請求人の主張に対する意見を申し上げる。

まず、本件国葬儀が違憲・違法であるとの主張についてであるが、本件国葬儀を実施する国の説明では、「閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことは、国の儀式を内閣が行うことは行政権の作用に含まれること、内閣府設置法第4条第3項第33号において内閣府の所掌事務として国の儀式に関する事務に関することが明記されており、国葬儀を含む国の儀式を行うことが行政権の作用に含まれることが法律上明確となっていること等から、可能であると考えている」と、参議院議員辻元清美氏の質問主意書に対する令和4年8月15日付けの政府答弁書等により明示されており、府としても本件国葬儀は違憲・違法に当たるものとは考えていない。

次に、本件国葬儀に対する公費の支出が違法であるとの主張についてであるが、本件国葬儀については、国が執り行う公式な行事として、国から案内され、都道府県議会の議長という公職にある者の社会的儀礼として参列を予定しているものであり、社会通念に照らして、正当かつ適正な府の公務に当たると考えている。

この場合、参列に伴う交通費等の支出については、京都府議会議員の費用弁償に関する条例等を根拠に、適正に支出することを予定しており、本件公費の支出については、違法には当たらないと考えている。

最後に、令和4年8月22日付けで請求人から提出された、暫定的な停止勧告の申立てにより言及があった内容について、説明する。

京都府議会令和4年9月定例会における日程については、同年9月5日に開催された議会運営委員会で内定されており、本件国葬儀が執り行われる9月27日については、「総合計画に関する特別委員会」が開催される予定となっている。当該日の委員会については、府議会議長の出席は予定されておらず、何ら日程の変更を要していない。

また、本件国葬儀に対する府議会議長の参列については、社会通念上、儀礼の範囲として、府議会議長において判断されるものであり、京都府議会として審議を要するものではない。

以上の理由から、暫定的な停止勧告の申立ての理由はないものと考えている。

第7 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

本件措置請求事項に係る請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 本件国葬儀について、故安倍晋三国葬儀委員長である内閣総理大臣から府知事及び府議会議長宛に参列案内があった。

(2) 参列を予定する本件国葬儀の内容は、令和4年8月31日付け故安倍晋三国葬儀葬儀実行幹事会決定の「故安倍晋三国葬儀」実施概要によれば次のとおりである。

ア 日時・場所

令和4年9月27日（火）午後2時開式

日本武道館

イ 参列者

現・元三権の長、現・元国会議員、海外の要人、立法・行政・司法関係者、地方公共団体代表、各界代表 等

(3) 参列については、いずれも故安倍晋三国葬儀委員長の案内に応じる予定である。

なお、職員の随行については未定である。

2 判断

本件国葬儀が違憲・違法なものであり、その結果、本件国葬儀に関連して支出される公金もまた違憲・違法になるとして、府知事及び府議会議長が参列するに際して公金を支出することを差し止める措置を講じることを求める請求について、上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりである。

(1) 本件国葬儀については、その法的な位置付けなどを含め、国内で多様な意見や見解があるとともに、国葬儀の実施及び国費からの支出差止めに関する訴訟が全国各地で提起され、現時点では判決が確定していないところであるが、国は、参議院議員辻元清美氏の質問主意書に対する令和4年8

月15日付け政府答弁書において「閣議決定を根拠として國の儀式である国葬儀を行うことは、國の儀式を内閣が行うことは行政権の作用に含まれること、内閣府設置法第4条第3項第33号において内閣府の所掌事務として國の儀式に関する事務に関することが明記されており、国葬儀を含む國の儀式を行うことが行政権の作用に含まれることが法律上明確となっていること等から、可能であると考えている」と説明しており、同法に基づく國の儀式であると考えられる。

- (2) 本件国葬儀への参列に係る意思決定は関係執行機関の合理的な裁量に委ねられているところ、府知事及び府議会議長が、国が執り行う公式な行事としての國からの案内を受けて、それぞれ地方公共団体の長及び都道府県議会の議長という公職にある立場に鑑みて、本件国葬儀への参列を予定していることは、「住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」という普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される」との最高裁判例（平成18年12月1日最高裁判所第二小法廷判決）に照らしても、それぞれの公職にある者の立場において、当該参列を通じて、本判例にいうような地方公共団体の役割を果たすことを目的とするものと客観的に見ることができ、かつ、その程度も社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとはいえないから、地方公共団体の事務に含まれると認められる。
- (3) 府知事の本件国葬儀の参列に伴う旅費等の公金の支出は、京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和22年京都府条例第16号）等を根拠に支出されるものであり、府議会議長の本件国葬儀の参列に伴う旅費等の公金の支出は、京都府議会議員の費用弁償に関する条例（平成18年京都府条例第20号）等を根拠に支出されるものであり、いずれも適法な取扱いであると認められる。
- (4) また、府知事及び府議会議長の参列に伴い職員が随行する場合には、旅費等の公金の支出は、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）等を根拠に支出されるものであり、適法な取扱いであると認められる。
- (5) 以上のことから、本件国葬儀への参列に関連する旅費等の公金による支出は、違法又は不当とは認められず、したがって、支出を差し止める事由は認められない。

第8 暫定的な停止の勧告の適否

請求人代表から2022年8月22日付け暫定的な停止勧告の申立てがあったことから、受理後、法第242条第4項に規定する暫定的な停止の勧告の適否について判断した。

以下、事実関係の確認及び適否について述べる。

1 事実関係の確認

- (1) 京都府議会令和4年9月定例会の日程については、同年9月5日に開催された議会運営委員会で内定されており、それによると、本件国葬儀が執り行われる9月27日については、「総合計画に関する特別委員会」が開催される予定となっているが、当該日の委員会に、府知事及び府議会議長の出席は予定されておらず、日程の変更は要しない。
- (2) 本件国葬儀に対する府知事及び府議会議長の参列については、社会通念上、儀礼の範囲として、それぞれの公職にある者の立場から府知事及び府議会議長において判断されるものであり、京都府議会として審議を要するものではない。

2 適否

第7の監査の結果及び上記事実関係を踏まえ、当該行為が違法であると思料するに足る理由はなく、緊急の必要及び暫定的な停止の必要性が認められないことから、法第242条第4項に規定する暫定的な停止の勧告は行わない。

正 誤

令和4年10月7日付け京都府公報第350号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
752	右	上から19	措置事項	措置請求事項